

津幡町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月12日

津幡町教育委員会教育長職務代理者 渡 邊 加寿子

津幡町教育委員会規則第2号

津幡町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

津幡町教育委員会事務局組織規則（平成12年津幡町教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項及び第3第3項中「町史編さん準備室」を「町史編さん室」に改める。

第4条第2項中「副主幹」の次に「、専門員」を加え、同条第3項中「及び専門員」を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。